

### 第3回青森県特別支援学校在り方検討会議概要

日時：平成20年8月28日(木)

13:30～16:30

場所：県警本部6階教育庁会議室

#### 1 次 第

- (1) 開会
- (2) 課長挨拶
- (3) 日程説明
- (4) 審議
- (5) 閉会

#### 2 出席者

菊池武委員長、佐藤鷹敏副委員長、澤井励子委員、大高義昭委員、岩淵正洋委員、成田光仁委員、工藤茂委員、田邊隆委員、鳴海春輝委員、菊池正光委員、面澤和子委員(計11名)

#### 3 議事概要

##### (1) 開会

##### (2) 課長挨拶

この特別支援学校在り方検討会議は、5月に第1回目の会議を行い、弘前大学の佐藤教授の講話から国の動向についての話と、青森県の特別支援学校に関する御提言をいただいた。さらに、7月の第2回の会議においては、関係団体から様々な御意見をいただき、審議の参考とした。今回の第3回においては、特別支援学校の制度の趣旨に基づき、「各特別支援学校において、いずれの障害種別に対応した教育を行うことにするかについては、当該学校の設置者が、それぞれの地域の実情に応じて判断することとなる。その際には、児童生徒等ができる限り、地域の身近な特別支援学校に就学できるようにすること。同一の障害のある児童生徒等による一定規模の集団が、学校教育の中で確保され、障害種別ごとの専門的指導により、児童生徒等の能力を、可能な限り発揮できるようにすること等を勘案すること。」となっている。

本日は、在籍者数が減少してきている盲学校・聾学校の在り方、また、増加の著しい知的障害養護学校の在り方、さらには、肢体不自由、病弱養護学校の在り方について、ある程度の方角性を見いだしたいと考えている。忌憚のない御意見を賜りたい。

##### (3) 日程説明

(事務局から日程の説明)

##### (4) 審議

菊池委員長

前回の宿題について、事務局から説明をお願いしたい。

## 事務局

第2回在り方検討会議で御質問、御意見をいただいたことについて調査研究部会の調査に基づいて説明する。

まず、盲学校、聾学校における「在籍する幼児児童生徒への支援機能の在り方」について。

「盲学校が他校と異なる事情がある」という点については、盲学校には「はり、きゅう、あんま」の三療といわれる資格をとるための専攻科が設置され、高等部を終えた生徒や他の高等学校からの入学者、また中途失明者である成人が入学していることから、幅広い年齢層に対応していることがあげられる。

「同一集団の中でストレスのないコミュニケーションを図れる環境が必要である」ということについては、例えば、聾教育においては、聞こえの障害をカバーするため、補聴器や視覚的な情報、手話を用いるなどしてコミュニケーションを図っており、これが聴覚障害児のストレスを軽減する環境の要素となっている。

ここで複数障害種別への対応の考え方について説明したい。

現在、盲学校、聾学校、養護学校とも、それぞれの障害種別の児童生徒の教育とともに、知的障害や肢体不自由など、他の障害を併せ有する重複障害の児童生徒の教育も行っている。その際、教育課程はそれぞれの障害種別や重複障害の児童生徒の状況にあった教育課程を編成して指導を行っている。例えば、知的障害を併せ有する特別支援学校では、作業学習や生活単元学習など領域・教科を併せた指導や自立活動を中心とした指導を行うなど、特別の教育課程を編成して一人一人に応じた指導を進めている。

今後の特別支援学校の在り方を検討するに当たっては、現在各学校が対応している障害種別のほかに、他の障害種別への対応が必要かどうかを御検討いただくことになる。

なお、特別支援学校が複数の障害種別を対象とする場合は、それぞれの障害種別に学級を編成し、また教育課程も障害特性等に配慮して別々に編成することになるので、異なる障害種別の児童生徒が同じ教室で教科等の学習を進めるということはない。

次に、「地域における視覚障害、聴覚障害、発達障害等へのセンター的機能の拡充」について。

まず、「盲学校が行っている視覚障害教育に係る啓蒙活動」についてであるが、学校開放や体験研修会、移動点字会、点字学習の公開講座を開催し、啓蒙を図っている。また、聾学校では学校公開をはじめ、手話公開講座、難聴学級への研修会案内を実施している。また、盲・聾学校とも、地域の保育園や幼稚園、学校、関係機関にパンフレットを配布するなどして、理解啓発に努めている。

「視覚障害教育、聴覚障害教育のノウハウが発達障害への支援に有効であると考えられる根拠」についてであるが、例えば聾学校においては、聴覚活用やコミュニケーション手段等に関する段階的な指導プログラムが用意されており、発達障害が疑われる幼児児童に対してこのようなノウハウを用いた指導を行ったところ、効果が見られたという事例が報告されている。

「福祉・保健・医療と連携した相談機能の在り方」についてであるが、まず「幼児の教育相談の増加と地域のニーズへの対応」については、就学前の幼児を対象とした平成19年度の相談件数は、聾学校においては、全教育相談件数1477件の約9割と高い比率を占めている。ちなみに、盲学校では19歳以上の年齢層の相談件数が多くなっている。

「盲学校における中途失明者で困難を抱える人の状況」については、過去5年間の推移を見ると、県立盲学校、八戸盲学校とも中途失明者の相談数は横ばいで推移しており、おおむね盲学校に対する一定のニーズがあると解釈できる。

「聴覚障害に関する医療との連携が弘前地区で進んでいること」について、弘前聾学校では弘前大学医学部附属病院との連携のもと、人工内耳の手術後のリハビリにおいて協力体制をとっている。医師や訓練士と連携して子どもや保護者と早期からつながりを持ち、対応できるということが弘前地区の特徴となっている。

「人工内耳を装着する幼児数」についてであるが、人工内耳の装用者数は、平成16年あたりから徐々に増加傾向が見られ、未就学児から小学生頃までが大半となっている。特に人工内耳の装用者については、音を言語として認識させるための早期からの言語指導が必要なことから、幼稚部や小学部での専門的な指導が今後重要になってくると思われる。

次に、「他障害種別への対応について」であるが、まず、「八戸盲聾学校におけるこれまでの教育活動の評価」と「これまで盲学校と聾学校が同じ校舎で進めてきた教育活動の状況」については、校舎を共用していることで、盲・聾学校の児童生徒がお互いを意識して活動したり、他障害に対する理解が進むなどのメリットが見られる反面、デメリットとしては安全性や子ども同士のコミュニケーションなどが難しいといった点があげられている。学校では、このようなデメリットへの対応として、安全性を確保するための校内ルールの指導を徹底したり、教員が子ども同士の意思疎通の仲立ちをしたりするなどして対応している。

なお、前回の検討会議で、盲学校も聾学校も単一障害の子どものための教科の保証についてどのように考えているのかという御意見があったが、これについては、八戸盲学校、聾学校ともそれぞれ別々の教室で別々の教育課程を設定しており、それぞれの障害に配慮した学習指導を進めてきている。

他に、「盲・聾学校の児童生徒が他の障害種別の児童生徒と同一の場所で活動することはメリットが少ない」ということについては、まず、コミュニケーションの手段が異なるため、児童生徒間の円滑なやりとりが困難なこと、また、同一フロアで視覚障害や車椅子の児童生徒、多動傾向のある児童生徒と一緒に活動することについては安全性の問題も考えられるということがあげられる。

なお、ここでの「同一の場所での活動」というのは、休み時間や放課後等の場面が主であって、ふだんの教科等の学習は盲学校、聾学校それぞれ別々の教室で進められている。

最後に、「盲と知肢、聾と知肢などの複数の障害種別に対応している他県の状況」についてであるが、例えば兵庫県では、聾学校、肢体不自由養護学校、病弱養護学校にそれぞれ高等部の知的障害を対象として加えている。自閉症の生徒とのかかわりなどが心配されていたようであるが、現在のところそのような事例は報告されていないということである。また、複数の障害種別に対応する取組が始まったばかりであり、兵庫県教育委員会でも、課題については今後評価を行って明らかにしていきたいとのことであった。

次に「知的障害養護学校、肢体不自由養護学校の支援機能の在り方」について。

まず、「郡部の知的障害養護学校における、肢体不自由児の在籍状況と医療的ケア等の状況」についてであるが、知的障害と肢体不自由を併せ有する児童生徒の在籍状況は、全体的に増加傾向にあり、平成20年度はこれまでのピークとなっている。なお、郡部の知的障害養護学校、森田、七戸、むつ養護学校においても、それぞれ

28名、51名、31名が重複障害学級に在籍しており、その大半が肢体不自由を併せ有している状況である。

次に、「医療的ケアの状況」についてであるが、医療的ケアは、痰の吸引や経管栄養、自己導尿の補助の3つの行為において、医師との連携や看護師の配置など、校内体制を整備した学校で教員と看護師が協力して実施するものであり、県内では5校の実施校に6名の看護師を置いて実施している。七戸養護学校やむつ養護学校などにも医療的なケアを必要とする児童生徒がいるが、現在は保護者に対応していただいている。

次に、「周辺市町村の小中学校からの教育相談や巡回相談の状況」であるが、特別支援学校による教育相談延べ回数の過去5年間の推移をみると、平成18年度までは各学校とも相談件数が増加しているが、平成19年度はやや減少している。これは、小中学校等において校内支援体制が整備され、校内委員会や特別支援教育コーディネーターが中心となり、自校において支援の取組が進められるようになってきたことも要因の一つと考えられる。

次に、「特別支援学校の設置されていない遠隔地に分校等を置いて教育的支援を行う取組」についてであるが、遠隔地の小中学校等に分校や分教室を設置することに当たっては、在籍数を継続して確保できるかどうか重要な要件となり、在籍が少なく集団の確保が難しい場合は、養護学校の教員が地域の小中学校に巡回相談の形で出かけて支援したり、小中学校を会場として定期的に特別支援学校のサテライト教室を開設するなどして、地域の特別支援学級に在籍する児童生徒等の支援を行う方策も含めて検討する必要がある。

次に「市部の知的障害養護学校」について。

まず、自閉症児への支援にも発達障害児の支援にも、聾学校のノウハウを有効に活用できるということについて、「自閉症児と発達障害児とでは支援方法が異なるのではないか」という指摘についてであるが、自閉症も自閉症以外の発達障害もそれぞれ個々のニーズに応じて支援するものであり、支援方法は必ずしも同じではないが、調査部会での元々の意見は、聾教育のノウハウの中には、「自閉症」の支援にも、自閉症以外の「発達障害」の支援にも使える部分があるということである。

また、「高等学校へ知的障害学校の分教室を設置するにあたり、実際の教育活動を考えるといろいろな課題がある」ということについては、生徒同士の交流から得られる効果が期待される反面、保護者や地域の理解を得ることや、高校側の教職員及び生徒の理解を得ること、いじめなどの生徒指導上の対策、学校行事の運営などについて配慮する必要があるということである。

次に、肢体不自由養護学校の在り方について。

まず、「医療との連携において保護者が抱える問題」についてであるが、弘前地区における県立さわらび医療療育センターの状況について、5月31日に行われた障害福祉課の説明によると、県立さわらび医療療育センターの医師の確保については、現所長の任期延長と非常勤医師の体制で対応し、センターを存続することである。また、その際いただいた保護者からの意見としては、学校卒業後も日中一時あずかりを利用したいことや、医師を確保し、よりよい形で存続をお願いしたいとの要望があった。

また、「肢体不自由養護学校において心の問題を抱えた高校生の相談を扱うケースが出てきている」ということについては、特に八戸地区においては、主に八戸第一

養護学校と八戸第二養護学校が「心の問題」を抱えた中高校生の相談に対応しており、準ずる教育の対象者については肢体不自由養護学校である八戸第一養護学校が対応しているということである。平成20年度は中学校から2件の相談があり、この中には病院に通って治療を受けている生徒も含まれている。

「地域の小中学校等の受入体制の状況」についてであるが、県内の特別支援学級数の推移をみると、総じて、情緒障害学級の増加が顕著な特徴として見られるが、小学校の難聴学級についても平成19年から20年にかけて増加が見られている。

最後に県内各地区毎の課題、問題点についてであるが、青森、弘前、八戸の3市には、各障害種別を対象とする特別支援学校が配置されており、他に黒石市と西北、上北、下北地区には知的障害養護学校が1校設置されている。

視覚障害や聴覚障害のある児童生徒は、障害の状況に応じて盲・聾学校での専門的な教育を受けるとともに、比較的障害の軽い児童生徒は地域の小中学校に在籍するようになってきている。なお、小中学校に在籍している視覚・聴覚障害児については、それぞれのニーズに応じて小中学校と連携し、盲・聾学校の教員が出かけて支援を行うなどの方策を検討していく必要があると思われる。

また、肢体不自由養護学校は県内3市に配置されているが、遠隔地の児童生徒にとっては、通学上の困難から、地域の小中学校特別支援学級に入っている場合もある。地域性を考えると、特に西北、上北、下北地区での肢体不自由児への対応を検討する必要がある。

菊池委員長

次に、盲学校・聾学校の支援機能の在り方について、事務局より説明をお願いしたい。

事務局

「盲・聾学校の支援機能の在り方」について説明する。

調査研究部会での議論を紹介すると、「盲・聾学校の現在の機能」については、在籍児童生徒の減少傾向はあるものの、早期からの専門的支援の必要性、幼稚部・小学部段階の支援、地域の小・中学校に在籍する視覚障害者、聴覚障害者への支援、中途失明者等への支援など、現在設置されている学校による機能の継続が必要であるという議論であった。さらに、維持・継続を前提として機能の拡充に関する議論が行われた。

「盲・聾学校の機能の拡充」については、3つのプランについて議論された。

まず、プラン1「他障害種別の在籍受け入れ」について。

評価する意見としては、異なる集団を経験できる一つの方策である。実際に聾と知、聾と自閉症、盲と知などの重複障害児が在籍し、指導を展開している。複数の障害種別に対応していかなければならない今後のことを考える必要がある。人的配置の工夫や担当教員の指導の積み重ねの中で対応が可能ではないか、などがあった。

課題があるとする意見としては、重複障害といっても、支援内容・方法のベースは聴覚障害や視覚障害である。在籍の減少の中で、集団の確保は大切であるが、どういう集団が適切であるのかは十分に検討が必要である。視覚障害、聴覚障害に配慮した指導を考えると、教室での配置方法などを考慮しないと困難である、などがあった。

また、受け入れのための条件として、教育課程の編成や学級編制を障害種別毎に行う 校舎等の構造、配置方法を検討 障害種別毎の教員の専門性を維持・確保する、などがあった。

プラン2「発達障害児等への支援のために学校内に支援拠点となる場を設置」について。

評価する意見として、中弘南黒地区において、ことばの遅れなどで課題のある子どもへの教育相談が増加しており、弘前聾学校でその役割を担うことができるのではないかとこれまでの地域でのネットワークを生かして、未就学児などへの対応が考えられる 発達障害で言語指導を必要としている場合などは、聾学校による対応が考えられる 聾学校幼稚部の機能を生かしたセンター的機能は進める必要があり、発達障害への支援も考えられる 中高校に在籍する生徒への支援で、制度にはないが、通級的な機能を付加することができないか、などがあった。

課題があるとする意見としては、十分な人的配置が必要である、高等学校への支援の必要性が出てきている中で、教科指導の必要な生徒への支援方法には教科内容への対応など困難な面もある、などがあった。

プラン3「サテライト教室の設置」について。

評価する意見としては、視覚障害の場合、対象児は少ないものの、下北、西北地区には必要である、難聴学級、弱視学級へのバックアップが必要である 弘前地区には盲学校がなく、視覚障害に対応する機能が必要である、などがあった。

課題があるとする意見としては、重度の聴覚障害者には継続した支援が必要であり、サテライト方式では効果が得られないのではないかと、などがあった。

これら「盲・聾学校の機能の維持と拡充」についての議論を、事務局で「問題及び改善の方向」として整理したので、説明したい。

盲学校、聾学校はそれぞれ視覚・聴覚障害教育の支援拠点として、自校の幼児児童生徒の教育をはじめ、幼児の相談や小中学校に在籍する視覚・聴覚障害の児童生徒への支援など、地域のニーズに対応してきた。視覚・聴覚障害児に対する早期からの教育や、盲学校高等部及び専攻科における中途失明者への対応を併せたこれまでの各校の実績から、今後も一定のニーズがあると予想され、盲学校、聾学校が有する機能を維持・継続していくことが必要である。

しかしながら、盲学校、聾学校においては、在籍幼児児童生徒の減少傾向が続いており、今後は、視覚・聴覚障害における専門的なノウハウを、近年増加傾向にある小中学校等の発達障害児へのコミュニケーション支援に役立てるとともに、盲・聾学校のない遠隔地域の視覚障害・聴覚障害児に対する教育の充実に寄与するなど、機能の拡充に努める必要がある。

なお、小中学校等の発達障害児へのコミュニケーション支援の具体的方策としては、例えば盲学校、聾学校に発達障害児のための支援センターを設置し、小中高等学校等に在籍する幼児児童生徒の相談に対応する形態や、小中高等学校に発達障害の幼児児童生徒を支援する場を設置し、盲学校や聾学校の教員が定期的に訪問して支援を行う形態等が考えられる。

菊池委員長

盲学校・聾学校の支援機能の在り方について、御意見を述べていただきたい。

E 委員

盲学校・聾学校の先生方が一番心配していることは、専門性が薄れていくのではないかということである。特別支援学校になることで全ての障害種の子ども達が混在して教育活動が行われるということではなく、どのような障害種の子ども達が入ろうとも、盲、聾、それぞれの障害の特性に配慮し、障害種ごとに教育課程を準備し、しかも環境的な条件をクリアして教育活動を行う。

盲学校や聾学校は重要な役割を担っている。児童生徒数減少という現状も考え合わせ、重要な役割をさらに担い続けるためには、積極的に機能を拡充していく必要があり、何らかのアクションを起こさなければならないと考えている。

## I 委員

今回、特別支援教育に変わった背景はいくつかあると思うが、一つには「ノーマライゼーションの流れ」がある。一人一人の子どもたちのニーズにしっかりと対応していくということ。そのほかに、京都市の総合養護学校の考え方がある。障害の重い子ども、端的に言うと脳性麻痺を伴う重複障害の子どもたちへの対応である。この子どもたちの障害を、肢体不自由とか知的障害とかに分けること自体、あまり意味がないことで、障害種別に分ける以前に、この子どもたちに合った教育課程を工夫することが我々の本来の仕事であるという立場である。つまり、重複障害についてはあえて「障害種別に分けない」ということである。

特別支援学校にするということで、大きなメリットが得られるのは、この「重複障害」の子どもたちであると思う。単一障害の子どもたちについてはそれほどのメリットが感じられない。というのは、複数の障害に対応する特別支援学校を併置したとしても、たとえば、従来の盲学校と聾学校、聾学校と知的障害養護学校が、ただ同じ敷地の中にあるだけということであれば、あまり意味がないのではないか。逆に考えれば、障害の重い単一障害の子どもたちにとっては、従前通り専門のケアが必要であり、在籍者の減少傾向があったとしても、そのような子どもがいるわけであるので、これまで通りの学校形態を残していくべきだと考える。こうした単一障害のニーズに応えていくことは、特別支援学校の大切な機能なのではないか。

盲学校、聾学校については、ニーズに応えていくという立場から、青森地区、八戸地区、弘前地区、あるいは少なくとも、津軽地区と県南地区に、拠点としてあるべきだろう。弘前地区には盲学校がないが、分教室を作るという方法もある。病弱養護学校についても県南にないという状況にある。

思い切った見直しをするのであれば、残していくべきところは残し、削れるところは削るということも必要である。

せっきくの見直しの機会だから、現状をしっかりと把握し、根本に立ち返り、再構築してみる必要があると思う。

事務局の説明に「在籍児童生徒数が減少傾向が続いているので、今後は拡充に努める」とあったが、「減少傾向にある」ことを根拠にするのではなく、「障害に関する専門性があるので」という前向きな表現の方がよい。

## J 委員

地域を考えたとき、分教室という話もあったが、財政的な縮小傾向を考えると、人的な面と施設とをどう組み合わせていくのか。これまで学校という組織の中に、一定規模の教員集団がいるという構造をとってきた。大学でも、一人の教員が複数の組織に属したりしながら、様々な配置を工夫してきた。広い青森県であるが、学校の形態を柔軟に考えなければならない。一定の人数の子ども達の集団に、どれくらいの専門

性をもった教員が必要なのか、その教員をどのように確保し、その教員が所属している組織はどこなのかということを考えていくということも必要だと思う。

#### G委員

「盲学校・聾学校に支援センターを設置」するということだが、具体的に中身が見えてこないなので、説明いただきたい。また、「発達障害児への支援について、盲・聾学校の教員が行う」とあるが、盲・聾学校の教員がもっているノウハウを、発達障害児へのコミュニケーションの部分だけの支援と読み取れるが、発達障害児を総体として考えれば、社会性やこだわりの問題とか様々ある。コミュニケーション面だけ切り離して支援するとはいかなものか。もう少し詰めが必要だと思う。

#### 菊池委員長

次回までに、事務局で詰めていただきたい。これで、盲学校・聾学校についての審議は終わりたいと思う。

次に、知的障害養護学校の支援機能の在り方について、説明をお願いしたい。

#### 事務局

「郡部の知的障害養護学校の機能の拡充」について説明する。

調査研究部会での議論を紹介すると、「肢体不自由を支援対象とすること」について評価する意見としては、七戸、むつ、森田養護学校を知肢併置とすることが妥当だと考える。保護者は、複数の障害種別に対応する特別支援学校になったことを敏感にとらえているのではないか。自宅からの距離だけではなく、学校や職員の雰囲気なども判断の観点となる。複数の障害種別を併置することは学習集団を混在化することではなく、障害種別毎の教育課程、学級編制をすることである。七戸、むつ、森田とは別に、黒石養護学校については、中弘南黒の中で肢体不自由を対象とする学校があり、ニーズがないのではないか。重複障害対応でよい、などがあつた。

課題があるとする意見としては、医療機関がないために、常に医療面での支援を必要とする場合は対応が難しく、医療機関の隣接する肢体不自由養護学校を選択するのではないか。インクルージョンという考え方の進展などから、「準ずる教育課程」の対象となる児童生徒は小中学校を選択するのではないか。施設・設備面で、エレベーターの設置、トイレの改修、廊下や玄関の広さ、スクールバスの配置などの整備が必要となる。上北地区の六ヶ所、三沢、下北地区の大間などで、支援拠点が必要ではないか、などの意見があつた。

これら「郡部の知的障害養護学校の機能の拡充」についての議論を、事務局で「問題及び改善の方向」として整理したので、説明したい。

県内3市に設置されている肢体不自由養護学校は、これまで医療療育センターとの連携のもと、児童生徒のニーズに対応してきた。在籍児童生徒数は、3校とも微増あるいは横ばいの傾向にあり、それぞれの肢体不自由養護学校に対する一定のニーズが見られる。特に最近では、重度重複障害児への対応として、医療的ケアや摂食指導等の専門的な支援が求められてきている。

これらのことから、県内3市に設置されている肢体不自由養護学校については、医療療育センターとの連携による教育機能を充実し、児童生徒の様々なニーズに対応していく必要がある。

しかしながら、遠隔地の児童生徒にとっては、市町村の就学指導委員会で肢体不

自由養護学校への就学が適切であると判断されても、居住地から遠く離れた肢体不自由養護学校へ通学することが困難な場合がある。

その際、保護者の意向等を踏まえて、地域の小学校特別支援学級等に就学する場合があるが、適正な就学を行うためには地域での肢体不自由児を対象とする教育の在り方を検討する必要がある。

このため、これまで知的障害と肢体不自由の重複障害児の教育を行い、指導法や施設・設備など、ある程度受入状況の整っている3つの知的障害特別支援学校に肢体不自由教育部門を置くなど、地域のニーズに対応する方策を検討する必要がある。

なお、知的障害養護学校に肢体不自由教育部門を設置するに当たっては、準ずる教育課程の編成や学級編制規模、施設設備の状況について調査し、整備する必要がある。併せて、医療機関との連携の在り方についても検討を要する。

知的障害養護学校に肢体不自由教育部門を併置することで、肢体不自由を併せ有する重複障害児に対する指導の充実がさらに期待でき、また、就学指導において肢体不自由養護学校への就学が適切であると判断された本人並びに保護者は、障害等の状況に応じて、医療機関が併設された市部の肢体不自由養護学校と自宅から近い知肢併置の養護学校から選択することが可能となる。

菊池委員長

御意見をお願いしたい。

B委員

郡部の知的障害養護学校に肢体不自由の機能を合わせることは賛成であるが、森田、七戸、むつの三校だけで、黒石が入っていないようである。森田養護学校は弘前第二養護学校と近く、ニーズが少ないのではないかと。それを考えれば、黒石養護学校の方に肢体不自由の機能を持たせた方がよいのではないかと。

事務局

調査研究部会では、黒石養護学校に肢体不自由の機能を持たせるという意見はなく、地区ごとに考えたとき、西北地区、上北地区、むつ下北地区として3地域に関する意見が出された。

G委員

高等部も含めた構想なのか。

事務局

高等部も含めたものである。

D委員

地域で考えると、七戸、むつ、森田の各養護学校は、知肢併置の特別支援学校という話だが、各地域の発達障害の子どもに対する支援について、どのように考えているか。

事務局

知的障害のない発達障害については、現行法制度上、特別支援学校の対象外となっている。そのような子どもについては、通常学校の中で学習するというような制度と

なっている。しかし、そのような子ども達が、現実に支援を必要としているということがある。軽度の知的障害の状況を呈しており、知的障害の教育課程で学習した方が適切であると判断される子どもについては、知的障害特別支援学校に一部在籍している。

そのようなことを含め、発達障害の子どもに対する支援を、何らかの形でできないものかと、盲学校・聾学校の支援機能として考えられたものである。

二次障害や三次障害の状況として、治療の必要な子どもについては、病弱を対象とした特別支援学校で受け入れている状況もある。

#### F 委員

インクルージョンという考え方と専門性という考え方とが相反しているように感じられる部分があり、片や障害に関係なく全部包み込むという考え方、片や障害に関する専門性を必要とするという考えがある。

中学校の要望として、発達障害があっても高等学校に入学できたとしてもうまく適応できない子ども達のために、サテライト教室のような形のものをもっと充実していただきたい。この会議は特別支援学校の在り方を考える会議ではあるが、合わせて、今注目されている発達障害の子ども達の教育に対する施策を出せないかと思う。高等学校の中に、分校でもコースでも学科でも、現状より広げるという考え方で取り組んでいただきたい。

#### E 委員

七戸、むつ、森田、それぞれの養護学校でも、現在、教育相談という形で発達障害の子ども達の指導をしている。このことから、今後を考えると、盲学校、聾学校、病弱養護学校だけではなく、それぞれの地区の特別支援学校でも地域のニーズに応え、機能として付加していかなければならない。

#### J 委員

教育相談を拡充するということが学校の負担となると思うので、教育相談部門に必要な人数を配置する必要がある。

#### E 委員

保護者にとって選択肢が増えることはよいことではあるが、そのことによって就学指導が複雑になるということが懸念される。同じ障害でも、片や通常の学校への就学、片や特別支援学校への就学と判定されるようになると、混乱を招きかねない。難しいことかもしれないが、市町村の就学指導委員会が十分に機能しなければならないということを明記していただきたい。

#### A 委員

子どもの将来の方向性がある程度決まってしまうので、市町村の就学指導委員会には、きちっとした対応をしていただきたい。特に、特別支援学校の就学に当たっては、その前の段階の保育園や幼稚園の先生方の見方が影響してくると思う。特別支援学校の先生方は、そのような方々との連携が必要だと思う。小学校に就学するときの就学指導委員会の決定は、本人や保護者にとってとても大事なことなので、本人や保護者の気持ちに添ってきちっとした対応を図っていただきたい。

#### 菊池委員長

保護者の選択肢が広がることによって、市町村の就学指導委員会の機能の明確化が必要になってくるということである。

#### G委員

「施設・設備について整備する必要がある」という説明があった。前回は施設・設備面でクリアすることは難しいという話はしたが、肢体不自由児を受け入れる基準はあるのか。また、施設・設備となれば財政的な面もあるが、今後詰めをしていかなければならないのではないかと思う。

#### 菊池委員長

確認だが、4回目の会議では、施設・設備面についての報告があるのか。

#### 事務局

次の検討会議の間に、調査研究部会を2回開催することを予定している。本日、基本的な方向が確認されれば、調査研究部会において、施設・設備面の具体的な検討を進める予定である。そのことについては、第4回目の会議において報告できると思う。

#### H委員

今までの教育のレベルを下げない方向でやるためには、60歳で定年する先生方の定年を5年から10年延長し、若い先生方を指導しながら教育を進めるという体制を作っていけば、人材の流失はなくなり、人材の確保ができる。ベテランの先生方を大いに活用するような方法も取り入れながら進めていけばよいと思う。

#### C委員

青森第二高等養護学校が開校するときには、就職できる生徒が全員そちらに進学するのではないかと、八戸に残った生徒の就職は難しくなるのではないかと心配したが、何とかクリアでき、現在では、民間企業への就職者を年間10人以上出している。これには、先生方の就職に対する意識があると思う。今後、知的障害と肢体不自由が一緒になることによって、先生方が意識を持ち続けていくことができるのかどうか心配である。また、進路を担当する先生はとて大変であり、企業訪問や実習の計画等、進路指導に関して特別な時間が必要である。そのような時間が保証されるようにしていただきたい。

知的障害の子ども達は思いやりがあり、偏見がない。車椅子の子どもを見れば、進んで手伝ってあげるだろう。そのような子ども達が学校を卒業したときに、全員が就職できるように、進路指導がおろそかにならないようにしていただきたい。

#### 菊池委員長

次に、市部の知的障害養護学校の支援機能の在り方について、説明願いたい。

#### 事務局

「市部の知的障害養護学校の大規模化解消」について説明する。

調査研究部会での議論を紹介すると、大規模化の解消の方法として、小・中・高校等への分教室設置と産業科などの職業教育を中心とした教育の拡大の2つがあげられた。

「小・中・高校等への分教室設置」について評価する意見としては、一つの学校が広範囲をカバーすることとなると、スクールバス等通学に時間がかかり、授業時間の確保が困難なことも出てくる。狭隘化への対応は、小・中・高校の教室を有効利用することも必要である。滋賀県立長浜高校は、高校側が高等養護学校を校内に誘致した例である。高校の再編計画も考慮して活用できないか。八戸第二養護学校の在籍増に対応して、小中学部、高等部をあわせて三八地区の在り方を考える必要がある、などがあった。

課題があるとする意見としては、高校との連携を図ることは有効だが、実際に学校内に在籍した場合、学校行事などの運営がスムーズにできるのか、生徒同士の交流で過渡期としていじめのような問題が生じないかなどなどの問題が危惧される、などがあった。

「産業科などの職業教育を中心とした教育の拡大」について「評価する意見」としては、青森第二高等養護学校在籍生徒の約3分の1が県南出身者という現状からも八戸地区に高等養護学校を設置することの検討は必要である。八戸第二養護学校の在籍増の点からも、八戸地区に高等養護学校の設置は検討に値する。県民への説明を考えれば、3市の一つである弘前市にも高等養護学校の設置を検討する必要がある、などの意見があった。

課題があるとする意見としては、全国的には就労の場が製造業からサービス業へと広がっており、学習の場も町中へとってきている意味から、設置場所の検討が必要である、などがあった。

これら「市部の知的障害養護学校の大規模化解消」についての議論を、事務局で「問題及び改善の方向」として整理したので、説明したい。

市部の知的障害養護学校は年々在籍児童生徒数が増加傾向にあり、このような学校の大規模化によって、児童生徒は周りからの過剰な刺激の中で学習を進めることになり、集中力の持続が困難になるなどの課題が見られるとともに、運動会などの学校行事においても、児童生徒一人一人が十分力を発揮できる場面を設定することが難しくなっており、適正な学校規模における学習環境の確保が望まれる。

このような状況を改善するためには、地域の小中高等学校や盲学校、聾学校の余裕教室等を活用し、知的障害特別支援学校の分教室を設置することが考えられる。

また、保護者や関係機関等からは、現在青森市に設置している高等養護学校の他にも、生徒の職業的自立を目指す特別支援学校高等部の設置が求められており、就労促進の観点から、職業科あるいは産業科の高等部分教室を地域の高等学校等に設置することについて検討を進める必要がある。

これによって、生徒の進路選択が広がり、進路実現に向けた取組の一層の促進が期待できる。

## I 委員

適正な学校規模における学習環境の確保のために、地域の小・中・高等学校や盲学校、聾学校の余裕教室を活用し、分教室を設置するという提案があったが、学校をもう一つ作るという案はなかったのか。

## 事務局

調査研究部会では、なかった。県全体の枠組みの中で、現在、職業科・産業科を中心とした教育をしている第二高等養護学校の機能を、3市、または2市に分散するこ

とで、一部は解消できるのではないかとこの考え方である。

#### B 委員

8月23日、24日と青森市で開催された、全国知的障害教育特別支援学校PTA連合会全国大会の席上、東京の北区で行われている副籍について話題が出された。障害のある子ども達が町に出るということを考えたときに、そのようなしくみを取り入れることも考えた方がよいと思う。

高等部については、保護者の立場から3つのパターンがある。一つ目は、とにかく高等部を卒業させたいという保護者、二つ目は、就職して自立してほしいという保護者、三つ目は、家を出て福祉を活用して豊かな生活を送ってほしい、というパターンである。この3つのパターンに答えることができるような高等部の在り方を検討していただきたい。

#### C 委員

養護学校の職業科設置については、以前から会議などで要望を表明してきた。学校を卒業して就職しても、それだけでは1年から2年は仕事にならない。現在は、普通科でも実習を取り入れて、だんだん解消されてはきているが、職業科があれば、スムーズな就労に結びつき、就職に弾みがつく。

#### D 委員

厚労省では、障害者自立支援法によって、就労支援や就労移行支援といった障害者の雇用に向けた動きがある。

この機会に、学校と連携し、包括的に支援するために協議会を設置してはどうか。

#### I 委員

高等部についての対応については先ほど伺ったが、小・中学部についても、分教室を考えているのか。

#### 事務局

その一つとして、小・中学校の空き教室があるのではないかと考えているが、この辺については、委員の皆様から御意見をお伺いしたい。

#### H 委員

産業科設置の話があったが、産業科の新設となれば、相当な費用がかかる。県内には各特別支援学校からの実習を引き受けている企業があり、それらの企業と契約し、それらの企業で産業教育をしてもらうという考え方もある。各学校で行われている作業的な種目は、陶器や木工、手芸や農業、調理といった種目である。企業を活用すれば、幅広い種目を数多く経験させることができ、卒業時には、自分の進みたい職業や自分に合っている職業を選ぶことができる。予算をかけず、より効果的に学習できると思う。

#### E 委員

三八地区において、仮に新しい産業科を中心とした高等養護学校が設置され、在籍数の一定数の減少があった上に、さらに、50名から60名ぐらいが小・中・高等学校の分教室で学ぶことができれば、より適正に近い規模となるのではないかと。

## B 委員

以前、養護学校高等部の専攻科の新設を陳情した。これは、高等部を5年にしたいというものである。そのことについては、検討の余地はないのか。

## 事務局

養護学校の専攻科は、全国では、私立の特別支援学校で7校、国立で1校あるが、県立や市立の特別支援学校では設置されていない。法制度と照らし合わせ、研究を行うという趣旨で設置されている。本県では盲学校にあるが、あん摩、はり、マッサージ師の資格が取得できる、より専門性の高い教育内容ということで設置している。

## A 委員

高等部卒業後も、子ども達が日常的に継続して行くことができる場所を確保したいと考えている。

ところで、「盲・聾学校の今後の在り方」では、盲学校・聾学校の機能を継続して発達障害の子ども達の支援をしていくということであったが、ここでは、小中高等学校や盲学校、聾学校の余裕教室で知的障害特別支援学校の子どもの教育も行っていくとしている。矛盾しているのではないのか。

## 事務局

最初の方の話は、盲・聾学校の機能を残していくということである。この議論では、現在の盲・聾学校の在籍状況と知的障害特別支援学校の在籍状況を考え、活用方法として分教室の設置も検討できるのではないのかということである。

## I 委員

その場合、表面的に見ると、聾学校の中に知的障害養護学校の分教室があるというよりは、聴覚・知的障害併置の特別支援学校がある、と見えてしまうのではないのか。障害を超えた教育課程の交流などが無いとすれば、聴・知併置という形と、聾学校内分教室という形とを、あえて区別する必要があるのかという問題になる。

## 事務局

設置形態については、今後細かい点について検討していく必要がある。例えば、視覚障害を対象とした特別支援学校と同じ場所に知的障害特別支援学校の分教室をもって来たという考え方をするのか、視覚障害を対象とした特別支援学校と知的障害特別支援学校を併置した形という考え方にするのかについては、今後の検討が必要である。

## F 委員

今後の特別支援学校の在り方を考える時、その立地条件も考慮していかなければならない。八戸盲・聾学校は市の中心部にあり立地条件もよい。そのことも考慮して活用する方向で検討するべきではないか。

## 菊池委員長

続いて、病弱養護学校の支援機能について、事務局より、説明をお願いしたい。

## 事務局

「病弱養護学校の支援機能の在り方」について説明する。

まず、「若葉養護学校への高等部設置」について、在籍数が一定の状況で推移するようになり、精神疾患を伴う生徒の相談も増加していることから、高等部教育の重要性を前提として、次のような意見があった。

精神疾患等を有する児童生徒への対応について。

「医療機関と連携した教育活動」についての意見として、重い精神疾患等を伴う場合、まずは医療機関での治療が不可欠。医療機関と隣接したまたは密接に連携した特別支援学校での教育が望ましい。知的障害養護学校で対応しているケースもあるが、医療との連携のもと、病弱養護学校で対応するルール作りが必要である、などがあった。

「小中高校での支援の充実」についての意見として 小中高校での支援体制充実に向けて、人や場の確保とともに高校入学者選抜も含めた課題について、小中高校の関係者を交えた特別支援教育の視点による意見交換が必要 基礎学力や基本的な生活習慣、社会性が身についていない発達障害の児童生徒については、特別支援学校での教育も視野に入れた個々の実態に応じた対応が必要である 地区毎に教育事務所、地教委、小中学校・特別支援学校のコーディネーター、医師、保健師等で組織する専門家チームが定期的に支援することが必要である スポーツ等の地域でのサークル活動を設けるなど、集団での充足感を持てるようにすることが大切である 小中高校の教員の理解を図る研修をさらに進める必要がある、などがあった。

「高校における支援の場の確保」についての意見として、モデル的に、高校の中に発達障害の生徒のための学級を作る。定時制高校などから広げていくことが有効である 高校内に特別支援学級あるいは通級指導教室などの場を確保することも検討する必要がある 「特別な学級」を設置して、学校や担任の支援の他に専門家チームによる支援が必要 高校は教育相談体制を組織しているが、専門的な知識を有する教員は不足していることから、人材の確保を前提として支援の場を確保する必要がある、などがあった。

これら「病弱養護学校の支援機能の在り方」についての議論を、事務局で「問題及び改善の方向」として整理したので、説明したい。

病弱養護学校では、児童生徒の病気の多様化や入院の短期化、頻回化等に対応するため、これまで、隣接する医療機関との連携のもと、個に応じた多様な教育課程を実施するなど、病気を抱える児童生徒一人一人のニーズに対応してきたが、最近の特徴的な傾向として、精神疾患等を有する児童生徒が病弱養護学校に転入学してくる件数が急激に増えており、具体的な対応が求められている。

このため、病弱養護学校においては、精神疾患等の児童生徒に対する学習指導や教育相談を進めるに当たり、病気や児童生徒の内面に関する理解、学習への配慮等について医療機関と緊密な連携を図り、教育の充実につなげることが必要である。

さらに、精神疾患等の病状が快方に向かって前籍校へ転学した後も、児童生徒が継続して適切な支援を受けられるようにするため、児童生徒の実態や指導上の配慮事項等について前籍校と綿密に連絡をとるなど、小中高等学校との一層の連携強化に努める必要がある。

また、青森若葉養護学校には平成14年から浪岡養護学校の高等部分教室を設置し、県立中央病院との連携のもと高等部生徒に対する教育を進めてきている。

高等部分教室開設当時は転校してくる生徒も少なく、一定の在籍数が見込まれないことから、当面浪岡養護学校の分教室として対応してきたが、近年、精神疾患等

を有する生徒の転入学が増加し、過去3年において一定の在籍（11名程度）が見られるようになったことから、精神疾患等の児童生徒の自立と社会参加を目指した後期中等教育の一層の充実を図るため、高等部としての設置について検討する必要がある。

菊池委員長

御意見をお願いしたい。

I 委員

八戸には病弱養護学校がないが、分教室とか拠点が必要なのではないか。

E 委員

今まで声が出なかった背景や理由はあるのか。

I 委員

これは、病弱特別支援学級が対応してきたからである。対象の子ども達にとっては、特別支援学級も特別支援学校も変わりはないが、特別支援学級の場合、特に中学校の場合は、教科ごとになるので難しいと思われる。この機会に、形を整えるべきではないか。

F 委員

八戸市内には3つの病院に特別支援学級が設置されていて、市内ばかりではなく、近隣の市町村の子ども達もいる。その学級が附属している学校の先生方が指導にあっているが、その担当者は苦労して指導にあたっている。

菊池委員長

以前の行政職の経験では、学校からの要望は上がってこなかったように思う。

F 委員

中には、入退院を繰り返す子どももいる。居場所がない子ども達である。精神疾患の子ども達も同様、週に何回か訪ねてきているということである。退院後も、学級を訪ねてきて、それに担当者に対応しているという状況である。

事務局

慢性疾患の子どもについてはある程度調査できるが、精神疾患の子どもについては、難しい面がある。県南地区から要望等も出てこない。調査自体が難しく、動きづらい面がある。

F 委員

3つの病弱特別支援学級の担当者と話し合う機会があり、先生方は四苦八苦していると聞いたが、そのような話は出てこなかった。

菊池委員長

八戸市民病院が新しくできるときに、八戸第一養護学校との連携はとっていたが、単独校という話は出なかった。

#### E 委員

精神疾患の高等部の段階では、定時制の高校へ相当数進学している。しかし、うまく適応できなかったグレーゾーンの子どものうち、知的障害という医師の診断を受けると、その一部は八戸第二養護学校に転学してきているという話があった。しかし、これも一部であり、精神疾患の子どもの全容はつかめていない。

#### G 委員

「基礎学力や基本的な生活習慣、社会性が身につけていない発達障害の児童生徒については、特別支援学校での教育も視野に入れた個々の実態に応じた対応が必要である」という表現は、線引きをして、特別支援学校の中で全部整理しなさいというようにとられかねない。発達障害の児童生徒でも、普通学級での適切な支援があれば継続して教育を受けられる。

また、「モデル的に、高校の中に発達障害の生徒のための学級を作る」という話があったが、これを具体化するときには、発達障害の高校生の教育の柱に就労支援の要素を是非入れてほしい。

#### F 委員

「高校内に特別支援学級あるいは通級指導教室などの場を確保することも検討する必要がある」という話があったが、通級指導教室について、小学校にあって、高等学校にも作るとすれば、個別の教育支援計画の考え方からも、中学校に通級指導教室を設置するべきではないか。

法令改正により、発達障害の子どものための通級指導教室も設置できるようになったが、本校には、昨年3月に卒業した生徒が通ってきているケースがある。本校の教員が中学校に出向き、中学校の学校体制作りに協力している。3校について行っている。

#### 菊池委員長

そのほか、特別支援学校の在り方全般についての御意見を伺っていきたい。

#### D 委員

手帳を持たない発達障害児者への対応は課題である。厚労省と文科省が連携しているように、県でも教育と福祉がもっと連携を図って進めていただきたい。

#### J 委員

県をブロックに分け、各ブロック単位で専門家を置き、1校だけでなくブロック内で活用するというのを考えてはどうか。

#### C 委員

障害者を雇用している企業と県が実習の契約を結べるようになれば、障害者雇用の促進や地域経済の発展につながる。また、そのことが障害者の職業教育にもなっていく。

高等部卒業後の2年間を何とかしていきたい。

#### H 委員

全体としては少子化傾向の中、障害者、特に障害の重い方が増えている印象がある。今までの教育を見直しながら、将来の就労につながるような子どもへの支援をどこまでやっていくことができるかが課題である。

#### B 委員

青森県の各地域の特性を生かした、青森県らしい、方向性を出していただければと思う。

#### G 委員

8月に県の行政改革大綱一次素案が出された。在り方を議論するに当たって、県の動きは無視することはできない。組織の簡素化ということも準備しておかなければ、地に足がつかないものになる。

#### A 委員

病弱の子どもについて、「精神疾患等の児童生徒の自立と社会参加を目指した後期中等教育の一層の充実を図るため、高等部としての設置について検討する」という方向性に賛成である。

行政関係の方々には、自分の子どもであったらどうなのかということを考えて対応していただきたい。

#### F 委員

今日の話の中に、企業で応援できる実習構想のような話があり、とてもすばらしいと思った。全国特別支援学級設置校長協議会の中でも就労が話題になった。企業者側が、どういうシステムで迎えるか、学校でどういった力を育ててほしいか、いろいろな立場の方が話し合った。青森県においても、青森県でできる青森方式を作っていければと思う。

市の就学指導委員会で一番悩むのが、就学の判定である。委員会で「この学校」と判定しても、保護者は「地域の学校に入れたい」と頑なに言う。その子どもの適正な就学・学習の場所としては、「特別支援学校」がふさわしいと思われるのだが、「地域の中で育てたい」という考え方の保護者がたくさんいる。そのような人たちに、副籍といった方法を使うことができるようになればと思う。副籍を今回取り入れるよう、前向きに検討願いたい。

#### I 委員

かつて、文科省のある課長が全国会議の席で「限られた財政なので、よりよいサービスができるよう工夫してほしい。今後は、これまでの事業の評価なしに、ただ事業を増やしていくようなことは認められない」というようなことを言っていた。こうした傾向はますます強まると思う。これまでの事業等をしっかり精査して、必要なものについては、ちゃんと理論的な根拠を明確にしておく必要がある。

これからの特別支援教育の在り方については3つの視点で考えられると思う。1つ目は、特別支援学校の対象でありながら障害の軽い子どもたちへの対応で、こうした子どもたちは、今後、「認定就学」で地域の学校へ就学する方向に向かうだろうと思う。その保護者のニーズにしっかりと応えていく必要がある。また、それに応えられる地域作りをしていかなければならない。2つ目は、単一障害がある程度重く、特別支援学校で学ぶニーズのある子への対応で、それに応えるためには、これ

までのような単一障害に対応する特別支援学校を残していかなければならない。3つ目は障害の重複した子どもたちへの対応で、ニーズに合った、総合養護学校的な性格の特別支援学校の在り方を考えていかなければならない。

障害を重複する脳性麻痺の子どもの数も、相対的に増えてきている。これからは、この重複障害の子どもたちのための特別支援教育の果たす役割が大事になっていくのではないかと思う。

#### E 委員

全知P連大会の懇親会で、文科省の調査官が、「特別支援学校の子も達は、地域の中で生きていく。保護者もそれを望んでいる。卒業したら、地域に帰っていく。しかし、地域の中で生きていくためには、スペシャルな部分を学校教育で行わなければならない。この兼ね合いが、私たちの難しさである」と言った。私たちが、これからの青森県の特別支援学校の在り方を考える時に、特別支援教育の専門性を中核に、そのスペシャルな部分を考えていく必要がある。現実を見据えながらも、何とかスペシャルな部分を生かせるような学校になればいいな、と思っている。

#### 菊池委員長

長時間、ありがとうございました。

#### (7) 閉会